

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文
○ 厚生労働省所管会計事務取扱規程（平成13年厚生労働省訓第23号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
（部局長） 第2条 この訓令において「部局長」とは、次の表の左欄に掲げる者をいい、その所管事務の範囲は、同表の右欄に掲げる事項とする。 <table><tr><th>部 局 長</th><th>所 管 事 務 の 範 囲</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>職業安定局長</td><td>所管事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計<u>育児休業等給付勘定</u>に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	部 局 長	所 管 事 務 の 範 囲	（略）	（略）	職業安定局長	所管事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計 <u>育児休業等給付勘定</u> に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの	（略）	（略）	（部局長） 第2条 この訓令において「部局長」とは、次の表の左欄に掲げる者をいい、その所管事務の範囲は、同表の右欄に掲げる事項とする。 <table><tr><th>部 局 長</th><th>所 管 事 務 の 範 囲</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>職業安定局長</td><td>所管事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	部 局 長	所 管 事 務 の 範 囲	（略）	（略）	職業安定局長	所管事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの	（略）	（略）
部 局 長	所 管 事 務 の 範 囲																
（略）	（略）																
職業安定局長	所管事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計 <u>育児休業等給付勘定</u> に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの																
（略）	（略）																
部 局 長	所 管 事 務 の 範 囲																
（略）	（略）																
職業安定局長	所管事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの																
（略）	（略）																
（契約事務の委任） 第8条 一般会計、東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計、<u>年金特別会計及び子ども・子育て支援特別会計</u>に係る契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官及び分任契約担当官代理の官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第6に定めるところによる。	（契約事務の委任） 第8条 一般会計、東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計及び<u>年金特別会計</u>に係る契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官及び分任契約担当官代理の官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第6に定めるところによる。																

(主務官庁)

第13条 保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第16条及び政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第20条第1項に規定する主務官庁は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものにあつては大臣官房会計課長、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定に係るものであつて、かつ、保険局に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定に係るものであつて、かつ、保険局に係るものを除く。）に係るものにあつては年金局長とする。

(預託金の担当者等の委任)

第14条 財政融資資金預託金取扱規則（昭和26年大蔵省令第29号）第2条第1号に規定する預託金の担当者及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和30年大蔵省令第14号）第2条に規定する国庫内の移換のための国庫金振替書の発行に関する事務を行う職員は、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定及び業務勘定（特別保健福祉事業に係る部分に限る。）に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。以下この条において同じ。）に係るものにあつては年金局事業企画課長とする。

2 (略)

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の書類の提出)

(主務官庁)

第13条 保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第16条及び政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第20条第1項に規定する主務官庁は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものにあつては大臣官房会計課長、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定に係るものであつて、かつ、保険局に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定に係るものであつて、かつ、保険局に係るものを除く。）に係るものにあつては年金局長とする。

(預託金の担当者等の委任)

第14条 財政融資資金預託金取扱規則（昭和26年大蔵省令第29号）第2条第1号に規定する預託金の担当者及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和30年大蔵省令第14号）第2条に規定する国庫内の移換のための国庫金振替書の発行に関する事務を行う職員は、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定及び業務勘定（特別保健福祉事業に係る部分に限る。）に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。以下この条において同じ。）に係るものにあつては年金局事業企画課長とする。

2 (略)

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の書類の提出)

第 2 4 条 契約担当官等は、指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、予決令第 1 0 2 条の 4 ただし書各号に掲げる場合、予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる場合及び特例政令第 1 2 条第 1 項ただし書各号に掲げる場合においては、この限りでない。

（検査員の任命）

第 3 1 条 予決令第 1 1 6 条第 3 項の規定により検査員を命ずる職員は、部局長とする。ただし、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に係るものにあつては同局沖縄麻薬取締支所長とする。

別表第 1 （第 3 条関係）

部局	歳入徴収官	歳入徴収官代理	分任歳入徴収官	分任歳入徴収官代理	委任事務の範囲
本省	（略）				
	職業安定局長	（略）			労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであつて、本省内部部局における歳入の徴収に関

第 2 4 条 契約担当官等は、指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、予決令第 1 0 2 条の 4 ただし書各号に掲げる場合、予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる場合及び特例政令第 1 3 条第 1 項ただし書各号に掲げる場合においては、この限りでない。

（検査員の任命）

第 3 1 条 予決令第 1 1 6 条第 3 項の規定により検査員を命ずる職員は、部局長とする。ただし、九州厚生局沖縄分室に係るものにあつては同局沖縄分室長、同局沖縄麻薬取締支所に係るものにあつては同局沖縄麻薬取締支所長、同局沖縄事務所に係るものにあつては同局沖縄事務所長とする。

別表第 1 （第 3 条関係）

部局	歳入徴収官	歳入徴収官代理	分任歳入徴収官	分任歳入徴収官代理	委任事務の範囲
本省	（略）				
	職業安定局長	（略）			労働保険特別会計雇用勘定に係るものであつて、本省内部部局における歳入の徴収に関する事務並びに東日本大震災復興特別会計に係るも

					する事務並びに東日本大震災復興特別会計に係るものであって、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地におけるもの及び当該土地の除染業務における歳入の徴収に関する事務並びに当該歳入金に係る債権の管理に関する事務
(略)					
(略)					
(削る)	(削る)	(削る)			(削る)

					のであって、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地におけるもの及び当該土地の除染業務における歳入の徴収に関する事務及び当該歳入金に係る債権の管理に関する事務
(略)					
(略)					
<u>国立感染症研究所</u>	<u>総務部長</u>	<u>所長</u>			<u>一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、国立感染症研究所における歳入の徴収に関する事務</u>

(略)					
地方 厚生 局	局長	総務課長 (関東信 越厚生局 において は、会計 課長)			(略)
(略)					
都道 府県 労働 局	(略)	(略)			一般会計、東日 本大震災復興特 別会計、 <u>労働保 険特別会計及び 子ども・子育て 支援特別会計育 児休業等給付勘 定</u> に係るもので あって、当該都 道府県労働局に おける歳入の徴 収に関する事務
(略)					

別表第2 (第4条関係)

部局	支出負	支出負担	分任支出	分任支出負	委任事務の範囲
----	-----	------	------	-------	---------

(略)					
地方 厚生 局	局長	総務課長			(略)
(略)					
都道 府県 労働 局	(略)	(略)			一般会計、東日 本大震災復興特 別会計 <u>及び労働 保険特別会計</u> に 係るものであつ て、当該都道府 県労働局におけ る歳入の徴収に 関する事務
(略)					

別表第2 (第4条関係)

部局	支出負	支出負担	分任支出	分任支出負	委任事務の範囲
----	-----	------	------	-------	---------

	担 行 為 担当官	行為担当 官代理	負担行為 担当官	担行為担当 官代理	
本省	(略)				
	医 政 局 長	医 政 局 総 務 課 長			一 般 会 計 歳 出 予 算 及 び 国 庫 債 務 負 担 行 為 並 び に 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 歳 出 予 算 及 び 国 庫 債 務 負 担 行 為 の う ち 、 医 政 局 関 係 の 委 託 費 等 (医 薬 産 業 振 興 ・ 医 療 情 報 企 画 課 、 研 究 開 発 政 策 課 及 び <u>医 療 情 報 担 当 参 事 官 室</u> に 係 る も の を 除 く 。) の 支 出 負 担 行 為 に 関 する 事 務
	医 薬 産 業 振	医 政 局 長			一 般 会 計 歳 出 予 算 及 び 国 庫

	担 行 為 担当官	行為担当 官代理	負担行為 担当官	担行為担当 官代理	
本省	(略)				
	医 政 局 長	医 政 局 総 務 課 長			一 般 会 計 歳 出 予 算 及 び 国 庫 債 務 負 担 行 為 並 び に 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 歳 出 予 算 及 び 国 庫 債 務 負 担 行 為 の う ち 、 医 政 局 関 係 の 委 託 費 等 (医 薬 産 業 振 興 ・ 医 療 情 報 企 画 課 、 研 究 開 発 政 策 課 及 び <u>特 定 医 薬 品 会 発 支 援 ・ 医 療 情 報 担 当 参 事 官 室</u> に 係 る も の を 除 く 。) の 支 出 負 担 行 為 に 関 する 事 務
	医 薬 産 業 振	医 政 局 長			一 般 会 計 歳 出 予 算 及 び 国 庫

興・医療情報 審議官				債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、医政局 <u>医薬産業振興・医療情報企画課</u> 、研究開発政策課及び <u>医療情報担当参事官室</u> 関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
(略)				
職業安定局雇用保険課長	(略)			労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び国庫債務負担行為並びに <u>子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算</u> 及び国庫債務負担

興・医療情報 審議官				債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、医政局 <u>医薬産業新興・医療情報企画課</u> 、研究開発政策課及び <u>特定医薬品会発支援・医療情報担当参事官室</u> 関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
(略)				
職業安定局雇用保険課長	(略)			労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、本省内内部局及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付

					行為のうち、本省内部部局及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出負担行為に関する事務並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地上におけるもの及び当該土地の除染業務に要する経費の支出負担行為に関する事務
(略)					
(略)					
(削る)	(削る)	(削る)			(削る)

					金に限る。)の支出負担行為に関する事務並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地におけるもの及び当該土地の除染業務に要する経費の支出負担行為に関する事務
	(略)				
(略)					
国立 感染症研	総務部 長	所長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合

			(削る)	(削る)	(削る)
			(削る)	(削る)	(削る)
(略)					
地方	局長	総務課長			一般会計歳出予

究所					ネットワークに係るものを除く。)並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、国立感染症研究所における経費(分任支出負担行為担当官の所掌に属するものを除く。)の支出負担行為に関する事務
			総務部業務管理課長	総務部業務管理課長補佐	試験、検査、検定及び製造に関する経費の支出負担行為に関する事務
			ハンセン病研究センター庶務課長	支所長	ハンセン病研究センターにおける経費の支出負担行為に関する事務
(略)					
地方	局長	総務課長			一般会計歳出予

厚生局	(関東信越厚生局においては、会計課長)		算及び国庫債務負担行為(統合ネットワークに係るものを除く。)、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに年金特別会計の業務勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、当該地方厚生局における経費(中国四国厚生局にあっては、四国厚生支局に係るものを除く。)の支出負担行為に関する事務	厚生局				算及び国庫債務負担行為(統合ネットワークに係るものを除く。)、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに年金特別会計の業務勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、当該地方厚生局における経費(中国四国厚生局にあっては四国厚生支局、九州厚生局にあっては沖縄分室、沖縄麻薬取締支所及び沖縄事務所(以下この表、別表第4及び別表第6において「沖縄分室等」という。))に係るものを除く。)の支出負担行為に関する事務
-----	---------------------	--	---	-----	--	--	--	---

(略)					
(削 る)	(削 る)				(削る)
都道府県 労働局	(略)	(略)			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為、労働保険特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに

(略)					
九州 厚生 局	沖縄分 室長				一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、沖縄分室等における経費の支出負担行為に関する事務
都道府県 労働局	(略)	(略)			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに労働保険特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為の

					<u>子ども・子育て 支援特別会計育 児休業等給付勘 定歳出予算及び 国庫債務負担行 為</u> の うち、 （項）高齢者等 雇用安定・促進 費（目）職業転 換等特別給付 金、（項）中小 企業最低賃金引 上げ支援対策 費、（項）労働 安全衛生対策費 （目）受動喫煙 防止対策助成 金、（項）仕事 生活調和推進費 （目）労働時間 等設定改善推進 助成金及び当該 都道府県労働局 における経費 （国有資産所在 市町村交付金を 除く。）の支出 負担行為に關す る事務						うち、（項）高 齢者等雇用安 定・促進費 （目）職業転換 等特別給付金、 （項）中小企業 最低賃金引上げ 支援対策費、 （項）労働安全 衛生対策費 （目）受動喫煙 防止対策助成 金、（項）仕事 生活調和推進費 （目）労働時間 等設定改善推進 助成金及び当該 都道府県労働局 における経費 （国有資産所在 市町村交付金を 除く。）の支出 負担行為に關す る事務
(略)						(略)					

別表第3（第5条関係）

部局	支出負担 行為認証 官	支出負担 行為認証 官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房 会計課長	官房長	一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金、負担金、交付金（国有資産所在市町村交付金、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の規定に基づく交付金、 <u>年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項の規定に基づき、日本年金機構に交付する交付金及び国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第39条第1項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構に交付する交付金を除く。</u> ）、補給金、特別支出金、貸付金、出資金、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条に掲げる給付金及び別に定める委託費

別表第3（第5条関係）

部局	支出負担 行為認証 官	支出負担 行為認証 官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房 会計課長	官房長	一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金、負担金、交付金（国有資産所在市町村交付金、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の規定に基づく交付金及び <u>年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項の規定に基づき、日本年金機構に交付する交付金を除く。</u> ）、補給金、特別支出金、貸付金、出資金、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条に掲げる給付金及び別に定める委託費（「以下「補助金等」という。」）であって、他の支出負担行為認証官の所掌に属するもの以外の経費の支出負担行為の認証の事務

			(以下「補助金等」という。)であって、他の支出負担行為認証官の所掌に属するもの以外の経費の支出負担行為の認証の事務
	(略)		
	職業安定局長	(略)	労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び国庫債務負担行為並びに子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金等の支出負担行為の認証の事務
	(略)		
(略)			
地方厚生局	総務課長 (関東信越厚生局において、会計課長)	総務課長補佐(関東信越厚生局においては、総務管理官)	(略)
(略)			

(略)			
職 業 安 定 局 長	(略)	労働保険特別会計雇用勘定歳出 予算及び国庫債務負担行為のう ち、補助金等の支出負担行為の 認証の事務	
(略)			
(略)			
地方厚生局	総務課長	総 務 課 長 補 佐	(略)
(略)			

別表第4（第6条関係）

部局	官 署 支 出 官	官 署 支 出 官代理	委任事務の範囲
本省	(略)		
	職 業 安 定 局長	(略)	労働保険特別会計雇用勘定歳出 予算及び子ども・子育て支援特 別会計育児休業等給付勘定歳出 予算のうち、厚生労働本省内部 部局及び都道府県労働局におけ る経費（国有資産所在市町村交 付金に限る。）の支出の決定並 びに東日本大震災復興特別会計 歳出予算のうち、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機 構及び職業安定局雇用保険課が 管理する土地上におけるもの及 び当該土地の除染業務に係る予 決令第40条第1項第1号に規 定する歳出金の支出に関する事 務であって、支出の決定に関す る事務及び当該歳出金の金額に 戻入する返納金に係る債権の管 理に関する事務
	(略)		
(略)			

別表第4（第6条関係）

部局	官署支出官	官署支出官代理	委任事務の範囲
本省	(略)		
	職業安定局長	(略)	労働保険特別会計雇用勘定歳出予算のうち、厚生労働本省内部部局及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出の決定並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地上におけるもの及び当該土地の除染業務に係る <u>予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第40条第1項第1号</u> に規定する歳出金の支出に関する事務であって、支出の決定に関する事務及び当該歳出金の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
	(略)		
(略)			

(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)			
地方厚 生局	局長	総務課長 (<u>関東信 越厚生局 において は、会計 課長</u>)	一般会計歳出予算（統合ネット ワークに係るものを除く。）、 東日本大震災復興特別会計歳出 予算及び年金特別会計の業務勘 定歳出予算のうち、当該地方厚 生局における経費（中国四国厚 生局にあっては四国厚生支局に 係るものを除く。）の支出の決 定の事務
(略)			
(削 る)	(削る)		(削る)
都道府 県労働	(略)	(略)	一般会計歳出予算、東日本大震 災復興特別会計歳出予算、 <u>労働</u>

<u>国立感 染症研 究所</u>	<u>総務部長</u>	<u>所長</u>	一般会計歳出予算（統合ネット ワークに係るものを除く。）及 び東日本大震災復興特別会計歳 出予算のうち、 <u>国立感染症研究 所における経費の支出の決定の 事務</u>
(略)			
地方厚 生局	局長	総務課長	一般会計歳出予算（統合ネット ワークに係るものを除く。）、 東日本大震災復興特別会計歳出 予算及び年金特別会計の業務勘 定歳出予算のうち、当該地方厚 生局における経費（中国四国厚 生局にあっては四国厚生支局、 <u>九州厚生局にあっては沖縄分室 等</u> に係るものを除く。）の支出 の決定の事務
(略)			
<u>九州厚 生局</u>	<u>沖縄分室 長</u>		一般会計歳出予算（統合ネット ワークに係るものを除く。）、 東日本大震災復興特別会計歳出 予算のうち、 <u>沖縄分室等におけ る経費の支出の決定の事務</u>
都道府 県労働	(略)	(略)	一般会計歳出予算、東日本大震 災復興特別会計歳出予算及び <u>労</u>

局			<u>保険特別会計歳出予算及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算のうち、</u> （項）高齢者等雇用安定・促進費（目）職業転換等特別給付金、（目）高年齢者就業機会確保事業費等補助金、（目）雇用開発支援事業費等補助金、（項）中小企業最低賃金引上げ支援対策費、（項）労働安全衛生対策費（目）受動喫煙防止対策助成金、（項）仕事生活調和推進費（目）労働時間等設定改善推進助成金及び当該都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金を除く。）の支出の決定の事務
（略）			

別表第 6（第 8 条関係）

部局	契 約 担 当 官	契約担当 官代理	分任契約 担当官	分任契約担 当官代理	委任事務の範囲
本省	（略）				
	職 業 安 定 局 雇 用 保 険	（略）			労働保険特別会 計雇用勘定及び 子ども・子育て

局			<u>働保険特別会計歳出予算のうち、</u> （項）高齢者等雇用安定・促進費（目）職業転換等特別給付金、（目）高年齢者就業機会確保事業費等補助金、（目）雇用開発支援事業費等補助金、（項）中小企業最低賃金引上げ支援対策費、（項）労働安全衛生対策費（目）受動喫煙防止対策助成金、（項）仕事生活調和推進費（目）労働時間等設定改善推進助成金及び当該都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金を除く。）の支出の決定の事務
（略）			

別表第 6（第 8 条関係）

部局	契 約 担 当 官	契約担当 官代理	分任契約 担当官	分任契約担 当官代理	委任事務の範囲
本省	（略）				
	職 業 安 定 局 雇 用 保 険	（略）			労働保険特別会 計雇用勘定に係 るものであつ

	課長				<u>支援特別会計育 児休業等給付勘 定</u> に係るもので あって、厚生労 働本省内部部局 における契約 （分任契約担当 官の所掌するも のを除く。）に 関する事務
			職業安定 局労働市 場 セ ン ター業務 室長	（略）	労働保険特別会 計雇用勘定及び 子ども・子育て <u>支援特別会計育 児休業等給付勘 定</u> に係るもので あって、職業安 定局労働市場セ ンター業務室に おける契約に関 する事務
			（略）		
（略）					
（削 る）	（ 削 る）	（削る）			（削る）

	課長				て、厚生労働本省内部部局における契約（分任契約担当官の所掌するものを除く。）に関する事務
			職業安定局労働市場センター業務室長	（略）	労働保険特別会計雇用勘定に係るものであって、職業安定局労働市場センター業務室における契約に関する事務
	（略）				
（略）					
国立感染症研究所	所長	総務部長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、

(略)					
地 方 厚 生 局	局 長	総務課長 (<u>関東信 越厚生局 において は、会計 課長</u>)			一般会計、東日 本大震災復興特 別会計及び年金 特別会計の業務 勘定に係るもの であって、当該 地方厚生局にお ける契約（分任 契約担当官の所 掌に属するもの 及び中国四国厚 生局にあつては 四国厚生支局、 九州厚生局に あつては <u>沖縄麻 薬取締支所</u> に係 るものを除く。）に関する 事務
			麻薬取締 部長		(略)
			<u>沖 縄 麻 薬 取 締</u>		<u>一 般 会 計 に 係 る も の で あ っ</u>

					<u>国立感染症研究 所における契約 に関する事務</u>
(略)					
地 方 厚 生 局	局 長	総務課長			一般会計、東日 本大震災復興特 別会計及び年金 特別会計の業務 勘定に係るもの であって、当該 地方厚生局にお ける契約（分任 契約担当官の所 掌に属するもの 及び中国四国厚 生局にあつては 四国厚生支局、 九州厚生局に あつては <u>沖縄分 室等</u> に係るもの を除く。）に関 する事務
			麻薬取締 部長		(略)
			(新設)		(新設)

			<u>支所長</u>		<u>て、沖縄麻薬取締支所における契約に関する事務</u>
(略)					
(削る)	(削る)				(削る)
			(削る)		(削る)
都道府県労働局	(略)	(略)			一般会計、東日本大震災復興特別会計、 <u>労働保険特別会計及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、当該都道府県における</u>

(略)					
<u>九州厚生局</u>	<u>沖縄分室長</u>				<u>一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、沖縄分室における契約に関する事務</u>
				<u>沖縄麻薬取締支所長</u>	<u>一般会計に係るものであって、沖縄麻薬取締支所における契約に関する事務</u>
都道府県労働局	(略)	(略)			一般会計、東日本大震災復興特別会計及び <u>労働保険特別会計</u> に係るものであって、当該都道府県における契約（分任契約担当官の所掌に属するものを除

		契約（分任契約 担当官の所掌に 属するものを除 く。）に関する 事務
(略)		
公共職業安定所長	公共職業安定所次長で庶務を担当するもの（次長の置かれていない公共職業安定所にあっては、庶務課長（庶務課長の置かれていない公共職業安定所にあっては、管理課長））	一般会計、東日本大震災復興特別会計、 <u>労働保険特別会計</u> （労災勘定を除く。）及び <u>子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定</u> に係るものであつて、当該公共職業安定所における <u>契約（出張所に係るものを除く。）に関する事務</u>
公共職業安定所出張所長		一般会計、東日本大震災復興特別会計及び <u>労働保険特別会計</u> （労災勘定を除く。）に関する事務

					く。) <u>及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定</u> に係るものであって、当該公共職業安定所出張所における契約に関する事務
(略)					

別表第 7 (第 1 0 条関係)

部局	代行機関を命ずることができる者
(略)	
(削る)	(削る)
(略)	

					く。) に係るものであって、当該公共職業安定所出張所における契約に関する事務
(略)					

別表第 7 (第 1 0 条関係)

部局	代行機関を命ずることができる者
(略)	
<u>国立感染症研究所</u>	<u>所長</u>
(略)	